

接見・秘密交通権確立についての意見書

2011年（平成23年）4月15日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

検察官及び警察官が、被疑者もしくは被告人（以下「被疑者等」という。）の取調べに当たり、弁護人もしくは弁護人となる者（以下「弁護人等」という。）との接見内容を聴取する行為がいまだに後を絶たないが、そのような行為は憲法・刑事訴訟法上保障された接見・秘密交通権を侵害するものであって、検察官及び警察官が取調べに際し、被疑者等から弁護人等の接見内容を聴取する行為は根絶されなければならない。

意見の理由

- 1 憲法第34条前段は、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。」と定める。この弁護人に依頼する権利は、身体の拘束を受けている被疑者が、拘束の原因となっている嫌疑を晴らしたり、防御手段を講じたり、人身の自由を回復するための手段を講じたりするなど自己の自由と権利を守るため弁護人から援助を受けられるようにすることを目的とするものである。したがって、上記規定は、単に被疑者等が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないということとどまるものではなく、被疑者等に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障したものである。刑事訴訟法第39条1項が、「身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となる者（弁護士でない者にあつては、第31条第2項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。」として被疑者等と弁護人等との接見・秘密交通権を規定しているのは、憲法第34条の上記趣旨にのっとり、身体の拘束を受けている被疑者等が弁護人等と相談し、その助言を受けるなど弁護人等から援助を受ける機会を保障する目的で設けられたものであり、その意味で、刑事訴訟法の上記規定は、憲法の保障に由来するものである（最高裁大法廷判決平成11年3月24日等）。
- 2 上記の趣旨からすれば刑事訴訟法第39条第1項の「立会人なくして」とは、被疑者等と弁護人等との接見につき、捜査機関の立会いを禁ずるのみならず、お

よそ接見内容について捜査機関はこれを知ることができないとの接見内容の秘密性を保障したものであり、弁護士等との接見後、その内容を被疑者等から捜査機関に報告させ、接見内容について被疑者等の取調べをすることを禁ずることをも含んでいることが明らかである。

このような接見交通権の秘密性は、取調べとの関係で、捜査機関による被疑者等の取調べと弁護人の被疑者等との接見が時間的・物理的に競合するような場面とは異なり、絶対的な権利であって調整の概念を入れる余地のないものである。しかも、上記接見・秘密交通権は弁護人の固有の権利であるから、被疑者等が、自発的に接見内容を供述した場合であってもこれを聴取することは許されない。

3 2003年（平成15年）4月に施行された鹿児島県議会議員選挙に関し、立候補予定者が買収会合で現金を配ったというありもしない公職選挙法違反の嫌疑で身体拘束され、起訴されたいわゆる志布志事件については、2007年（平成19年）2月23日に無罪判決が言い渡されて確定した。この志布志事件においては、被疑者等とその辩护人らとの接見について、捜査機関が被疑者等から接見の都度、その接見内容を聴取し、これを供述調書化して刑事公判で合計76通もの供述調書を証拠請求するという前代未聞の暴挙に出た。同事件の辩护人らは、この接見交通権侵害に対し、国および鹿児島県を被告として国家賠償請求訴訟（以下「鹿児島接見交通権侵害国賠事件」という。）を提起した。2008年（平成20年）3月に原告ら弁護士11名の全員について、捜査機関による辩护人と被疑者等との間の秘密交通権侵害があったとして、合計金550万円を支払うよう命じる判決が言い渡されて確定している。

この国賠訴訟において、被告国、県側は、秘密交通権は接見終了後には保障されないなどというこれまでの接見実務を無視した主張や、仮に事後的にも保障されとしても、被疑者等が自発的に接見内容を話した場合や、供述に変遷がある場合、辩护人が否認の懲憑を行っていた場合などには接見内容を聴取しても違法性はない旨主張していたが、鹿児島地方裁判所は、被告らの主張をいずれも退けて、取調べにおいて秘密交通権の侵害がなされたことを認定し、捜査側の違法を明確に指摘した。

同判決は、当然のこととして、秘密交通権は事後的には保障されないとする国、県側の主張を退けるとともに、被告人らの自発的な供述によっても辩护人固有の接見交通権の放棄があったとは認められず、供述の変遷などということが、接見内容を聴取する理由とならないことを明確にしている。

4 辩护人等にとって、接見により被疑者等の有している真実の情報を確実かつ余すところなく受け取り、これを防御の要に据えることは、弁護活動の主要な内容

である。

これを実現するには、捜査機関との関係で絶対的な秘密性が保障されなければならない。接見後に、捜査機関から接見内容を聴取される可能性があるだけで、被疑者等は真実を弁護人等に話すことをためらい、被疑者等が弁護人等に対して真実の情報を伝達することが不可能となってしまうからであり、そうなれば、被疑者等と弁護人等との信頼関係を構築することができないだけでなく、そもそも被疑者等は憲法で保障された弁護人の援助を受ける権利を享受することが不可能となる。

- 5 しかしながら、確定した上記の鹿児島接見交通権侵害国賠事件判決の後も、被疑者等から弁護人等との接見内容を聴取して調書化したり、接見における弁護人等の指導内容を被疑者等から聴取してその弁護方針を論難するなどという捜査官の行為が後を絶たない。

弁護人らは、これらの捜査官の違法行為に対し、国賠訴訟を提起している。接見内容が被疑者から聴取され調書化された事件としては現在福岡高裁係属中の第二次富永国賠がある。また接見内容を聴取し、弁護方針等を誹謗中傷した事案も多数報告されており、国賠訴訟が提起されているものも複数事例存する。

大阪地検特捜部の捜査の在り方が大きく問題化された事件をはじめ、近時、捜査官においては、捜査、なかんずく、被疑者等取調べにつき、接見・秘密交通権が弁護人の固有権であることに対する理解が乏しくなっており、他方、弁護人においても、この接見・秘密交通権が被疑者等との信頼関係を強固にして真実に迫れる基本的権利であることを再確認する必要性も高いと考えられる。

そこで、被疑者等と弁護人等との接見内容を捜査官が聴取する行為は、憲法上保障されている被疑者等と弁護人等との接見・秘密交通権を捜査機関が侵害し、かつ、弁護人等の弁護活動を妨害するもので、およそ許されないことを明確にすべきである。

- 6 よって、接見・秘密交通権を確立し、このような違法、不当な捜査行為を根絶するために、本意見書を取りまとめた次第である。